



**THE WORLD JAPANESE LANGUAGE CENTRE**  
4/1 Cleland Road Artarmon NSW 2064 Australia  
Ph: + 61 2 9904 7239 Fax: +61 2 9904 7241  
Email: [customer@wjlc.net](mailto:customer@wjlc.net)  
<http://www.wjlc.net> ABN 36 588 466 440

## WJLCコースお申込方法

入学希望の方は下記の申込書にご記入の上、直接当校までお越し下さい。郵便でお申し込みの方は授業料分のチェックを入学申込書に添えて下記の宛先までご郵送下さい。受け取り次第領収書を発送いたします。尚、郵送の方の教材については講座開始日にお渡しいたします。通信講座受講希望の方はお支払いされた時点で教材一式をお送りいたします。お支払い方法は、オーストラリアドルの現金、パーソナルチェック、クレジットカード(VISAかMasterCard)のいずれかになります。トラベラーズチェックは扱っておりません。

[宛先] : The World Japanese Language Centre  
4/1 Cleland Road, Artarmon, NSW 2064 Australia  
Ph: 02-9904-7239 FAX: 02-9904-7241

### WJLCコース入学申込書

フリガナ

名前: \_\_\_\_\_ 生年月日: 19\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

性: 男 / 女

住所: \_\_\_\_\_

電話番号: 自宅 \_\_\_\_\_ 勤務先 \_\_\_\_\_

携帯 \_\_\_\_\_ メール \_\_\_\_\_

#### [コース選択]

#### 日本語教師養成

#### 420時間講座

一般通信講座

(A \$990)

総合講座 A(一般通信講座+マスター講座)

(A \$1740)

一般通学講座

(A \$990)

総合講座 B(一般通学講座+マスター講座)

(A \$1740)

マスター講座

(一般通信/通学講座修了者のみ)

(A \$750)

通学講座受講希望の方はご希望の期間を記入して下さい。

第\_\_\_\_期 希望  \_\_\_\_\_月\_\_\_\_日~\_\_\_\_月\_\_\_\_日

通信講座受講希望の方はワークシートの提出方法と添削シートの受け取り方法を選択してください

インターネット (Eメール)  FAX  郵送

登校を何でお知りになりましたか? (いくつでも○印を付下さい)

1. 日豪プレス 2. 友人・知人の紹介 ( )

3. 電話帳 4. 代理店様 ( )

5. その他 ( )

\* 授業料の払い戻し及び授業期間の繰り越しは重病を除いて、一切いたしません。

\* Tuition fee is not transferable or refundable except in case of serious illness

日付 \_\_\_\_\_ 署名 \_\_\_\_\_

## 銀行振り込みでお支払いの場合

通信講座の受講料（入学金、教材、本校からの郵送料込み）は、最寄りの銀行にて下記の口座にお振り込みの上、どちらの銀行のどの支店から授業料をいくらお振込みになったかをEメールでワールドジャパニーズランゲージセンターまでお知らせ下さい。

### 【口座】

国名 : Australia オーストラリア  
銀行名 : Commonwealth Bank of Australia コモンウェルス バンク オブ オーストラリア  
支店名 : Town Hall Sydney タウンホール シドニー  
支店番号 : 06-2028  
口座名 : The World Japanese Language Centre ザ ワールド ジャパニーズ ランゲージ センター  
口座番号 : 26-1084  
Swift Code : CTBAAU2S

\*送料手数料は自己負担となります。

【宛先】 : The World Japanese Language Centre  
4/1 Cleland Road, Artarmon, NSW 2064 Australia  
Ph: 02-9904-7239 FAX: 02-9904-7241

# 中途解約について

## 通信講座の場合

1. 原則として、受講契約成立後において、専ら受講者自身の一方的な都合等により、契約を解除することは出来ません。また、受講契約を中途解約することも出来ません。契約は受講料の入金またはクレジットカード詳細提出時に成立します。ただし、次に掲げる事項に該当するなど、当校がやむを得ない事情と認めた場合にはこの限りではありません。
  1. (1)本人が死亡した場合。
  2. (2)重病や事故により受講継続が不可能な場合。この場合、医者からの受講継続不可能な診断書の提出が必要になります。
2. 前項(1)(2)において、契約の解除をする場合、契約後から契約解除までの受講料（教材費及び送料を差し引いた額）は既に行われたワークシートの添削回数分を差し引き、残額を返還します。ただし、返金に関する費用（送金料等）は全て本人の負担となります。
3. 教材のテキスト、DVD、CD はいわばソフトであり、契約成立後では、上記1.の場合を除いて契約を解除することはできません。ただし、教材等の返品については、書籍類（テキスト等）の乱丁・落丁及び視聴覚教材類（DVD・CD等）の不良品との交換の場合に応じます。
4. 法律上のクーリングオフの適用はありませんが、上記のように書籍類及び視聴覚教材の交換には、いつでも応じます。

## 通学講座の場合

1. 原則として、受講契約成立後において、専ら受講者自身の一方的な都合等により、契約を解除することは出来ません。また、受講契約を中途解約することも出来ません。契約は受講料の入金またはクレジットカード詳細提出時に成立します。ただし、次に掲げる事項に該当するなど、当校がやむを得ない事情と認めた場合にはこの限りではありません。
  1. (1)本人が死亡した場合。
  2. (2)重病や事故により受講継続が不可能な場合。この場合、医者からの受講継続不可能な診断書の提出が必要になります。
2. 前項(1)(2)において、契約の解除をする場合、契約後から契約解除までの受講料（教材費を差し引いた額）は日割り計算を行い、残額を返還します。ただし、返金に関する費用（送金料等）は全て本人の負担となります。